

中札内村交通安全計画（案）

平成 28 年度～平成 32 年（第 10 次）

平 成 28 年 7 月

河 西 郡 中 札 内 村

目 次

第 1 章	計画の構想	1
第 2 章	道路交通の安全	2
第 1 節	道路交通事故の状況とその抑止	2
1	道路交通事故の状況	2
2	道路交通安全対策の今後の方向	2
第 2 節	講じようとする施策	3
1	道路交通環境の整備	3
(1)	交通安全施設等の整備	3
(2)	効果的な交通規制の推進	4
(3)	その他道路交通環境の整備	4
2	交通安全思想の普及徹底	5
(1)	生涯にわたる交通安全教育の推進	5
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	6
(3)	交通安全に関する団体等の主体的活動の推進	8
3	安全運転の確保	9
(1)	運転者教育等の充実	9
(2)	道路交通に関連する情報の充実	9
4	自転車の安全性の確保	9
5	道路交通秩序の維持	9
(1)	交通指導の強化	9
(2)	暴走族対策の強化	10
6	救助・救急活動の充実	10
7	被害者救済対策の充実	10
8	冬季交通の安全確保	10
(1)	除排雪の促進	10
(2)	冬季安全運転の確保	10
資料	(交通事故発生状況)	11

ま え が き

交通安全対策を総合的、計画的に推進するため、中札内村においては、国の交通安全計画並びに北海道交通安全計画に基づき交通安全に関する施策の大綱を定め、各般にわたる交通事故防止対策を推進してきた結果、交通事故による死者は、ここ数年でていない。また、交通事故の発生件数も減少している。

しかし、一步間違えれば死亡事故につながる重大事故が発生していることから、引き続き交通事故の防止には、これまで以上に村、関係団体さらに村民一人ひとりが一丸となり、長期的に取り組むべき重要課題である。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第2項に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

本村は、交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけることを究極の目標に掲げ、この計画に基づき幅広く村民の理解を求めるとともに村民の積極的な協力を得ながら、村の状況、実態に即した交通安全に関する施策を具体的に定め、積極的に関係機関等との密接な連携を図り実施するものとする。

第 1 章 計画の構想

本村では、交通安全を確保するため様々な対策がとられてきたところである。ここ数年死亡事故は減少しているものの重大な事故が発生するなど更なる対策の実施が必要である。

こうした状況を踏まえ、交通安全のための施策を講ずるにあたっては、高齢者や子ども等の交通弱者の安全に配慮する「人優先」の交通安全思想、人命尊重の理念を基本に各交通機関、運転者、交通環境という 3 つの要素について、これらの相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、計画を作成する。

第一に、交通機関が原因となる事故の対策としては、常に車両等の点検を徹底するために、事業所における指導を強化し、安全水準の確保を期するものとする。

第二に、交通機関の運転者に関する安全対策については、安全な運転を確保するために、運転者の知識、技能の向上、交通安全意識の徹底、指導の強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、さらに、村民の交通に関する教育及び広報活動を充実し、交通安全思想の高揚と交通道德意識の涵養を図り、地域住民の自主的な交通安全活動を積極的に促進する。

第三に、交通環境に係わる安全対策としては、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の促進、交通に関する情報の充実、施設の老朽化対策等を図り、安全かつ円滑な交通の確保に資するものとする。

このほか、有効適切な交通安全対策を講ずるにあたっては、その基礎として交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。

第2章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故の状況とその抑止

1 道路交通事故の状況

本村の交通事故による死者数は、昭和54年に死者4人、負傷者26人を数え、死者においては最高を記録した。このような非常事態に対し、交通安全対策の見直し、強化を図り各般の安全対策を講じた結果、死者数、負傷者数とも概ね横ばいで推移していたが、平成14年に死者3人、負傷者15人となり、昭和54年に継ぐ残念な記録を残すことになった。

この事態に対し、村では警察署、関係機関と具体的安全対策について協議し、注意標識、体感型減速帯、ドット線等の設置などの対策を実施した。その後については、死者数は減少、負傷者についても減少している。

過去23年間の死者数等は、11ページの表「交通事故発生状況」のとおりである。

本村の保有車両の台数は、平成26年度4,330台、となり、自動車の利用は住民生活にとって不可欠のものとなっている。

また、近年高速道路整備、高規格道路の開通、農道整備等の推進などで、市町村間の道路網が整備され交通の利便性が向上している。

これらの車両台数の増加と道路網の整備は従来にも増して交通量の増大と免許人口（平成26年度2,721人）の増加や夜型化と余暇活動の増大等と相反して、事故件数、負傷者とも減少傾向にあるものの、一歩間違えば死亡事故につながりかねない重大事故等の発生があり、今後とも交通事故の実態に十分対応した交通安全対策を積極的に推進しなければならない。

2 道路交通安全対策の今後の方向

基幹産業が農業を主とする地域においては、今日、自動車の利用なくしては農業の振興がおぼつかないほど不可欠のものとなっている。さらに、本村は、国道236号を中心として、道道、村道及び広域農道の道路環境が整備され、また、帯広広尾自動車道（中札内IC）の供用開始による利便性の向上、これに伴い通勤通学者、旅行者の増加など交通量の増加が見られる。

また、積雪寒冷地という特殊性を考慮し、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その他重点

的な交通安全対策が必要である。

このほか、本村の特徴として過去5年間の運転免許保有者、車両台数の推移をみると微増傾向にあることがわかる。交通事故の当事者となる比率の高い高齢者の安全運転講習や、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

本村の現状と交通事情の予測にたって、人優先、人命尊重の理念のもとに安全で快適な交通社会を実現することを目標に、子ども、高齢者等が安心して通行できる道路交通環境の確立、交通安全教育の推進、交通安全意識の高揚等を図り、各般の交通安全施策を総合的かつ強力に実施する。こうした交通安全対策を通して、交通事故発生を未然に防ぎ、安全で平穏な生活が確保されることを目指すものとする。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等設備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、次の方針により整備するものとする。

- ① 道路の幅員、交通量を勘案して、交通事故の発生の危険性が高い場所に交通信号機を設置し、既設の信号機については、交通状況の変化に対応可能な改良を図るよう関係機関に要請する。
- ② 歩行者の安全を図るため、歩行者の多い市街地周辺の歩道を整備する。また、歩行者の利便を配慮し、道路照明灯、横断歩道等の整備を図るとともに、必要に応じて押しボタン式信号機の設置を関係機関に要請するものとする。
- ③ 児童及び幼児の通行の安全を確保するため、通学通園のスクールゾーンを設置するなど、道路網について十分配慮する。また、平成27年度設置した中札内村地域安全推進協議会の通学路安全推進部会と連携し児童・幼児の通学路の安全を確保する。
- ④ 交通事故の発生のおそれのある危険個所に、交通安全旗・橋の欄干への衝撃吸収剤及び標識等を設置するとともに、夜間の事故を防止するため危険箇所に自発光型の標識を設置する。

⑤ 事故多発交差点には、体感型減速帯及びドット線等の設置に努める。

イ 道路の新設改良に伴う交通安全施設の整備

① 一般道路の新設、改良にあたっては、交通安全施設についても併せて整備を図る。

② バス停留所内における駐輪場の確保に努める。

(2) 効果的な交通規制の推進

ア 地域の特性に応じた交通規制

農道の改良、舗装に伴う高速化による危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路に起因する障害を防止するため、本村の道路網全体の内の機能構造等適切に対処し、地域の特性に応じた交通規制を実施する。

イ 事故多発地域、路線における規制

交通事故が多発するおそれが高い事故危険箇所については、地域住民の意見を踏まえ、信号機の新設や道路標識の設置などを要請する。

(3) その他道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路交通環境の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

イ 道路利用の適正化

(ア) 道路の使用及び占用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占有物件等の排除

道路交通の妨げとなる不法占有物件等は、排除するとともに、不法占有等の防止を図るため、沿線住民に対し啓蒙活動を行う。

(ウ) 道路の掘り返し規制等

道路の掘り返しに伴う占有工事等については、これらの工事が計画的に行われるよう、関係機関と連絡調整し、道路の構造又は交通に対する支障の防止に努める。

ウ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止、市街地における住みよい環境をつくるため、児童公園等を適正配置するとともに、小学校、中学校の校庭等の開放を促進する。

エ 危険物の輸送に関する安全確保

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識とモラルの向上に努め、相手の立場を尊重し他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成する。交通安全意識を向上させ、交通ルール・マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して村民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

保育園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

児童館及び子育て支援センターにおいては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

イ 児童、生徒に対する交通安全教育の推進

児童、生徒の交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念にたつて、交通安全青空教室を開催し、基本的な行動を理解させるとともに、安

全な歩行の仕方や自転車の安全な乗り方の指導を徹底する。

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、地域、職場における講習会を開催する。

また、中札内村地域安全推進協議会などの活動を通じて、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルトとチャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質、危険な運転の防止等を中心に、自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成する。

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的機能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

地域においては、老人クラブ等における交通安全教育を通じ、高齢者の特性に応じた交通安全指導と、特に夜間において交通事故の被害にあうことから、反射材用品の活用等交通安全用品の普及に努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底、自転車の安全利用の推進、スピードダウンによる安全運転、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着、飲酒運転の根絶、居眠り運転の防止等、交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて本村の重点事項を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

イ 高齢者等への安全の徹底

高齢者に対する声かけや、日常活動における交通安全指導を推進するとともに、高齢者を交通事故から守るため、一般ドライバーに対して、高齢

歩行者・自転車利用者の行動特性を理解した安全運転を普及促進する。

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品の普及啓発を図る。特に交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、貼付活動を積極的に推進する。

また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

ウ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。（平成28年5月現在における十勝管内のシートベルト着用率は、運転席99.0%、助手席97.9%、後部座席69.9%）

また、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、保育園等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発に努め、正しい使用を徹底する。

本村では、中札内村地域安全推進協議会の取り組みとしてチャイルドシートの無償貸し出しを実施していることから、普及啓発し、利用しやすい環境づくりを促進する。

エ 自転車の安全利用の推進

自転車は幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する交通手段で、特に最近では、日常の移動のほか、節約や健康意識の高まりなどを受けて利用が拡大している。

自転車は道路交通法上、軽車両と位置付けられ車道を通行するのが原則となっている。

しかし、その利用拡大に伴い、歩道上でのスピードの出し過ぎや交差点での飛び出し、携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの運転など交通ルールを守らず危険な走行をする自転車利用者が多くみられるようになった。

こうした中、平成27年6月1日に施行された改正道路交通法では、危険行為をくり返す自転車運転者に安全講習の受講が義務化され、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの向上のための取組が強化されている。

歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の

啓発を図る。

夕暮れの時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

オ 交通安全に関する広報の推進

村民の交通安全に対する関心と意識を高めるため、交通安全各団体との密接な連携のもとに、家庭、職場、地域、学校等に応じた効果的な広報を行う。情報無線、広報「なかさつない」等により、全家庭に浸透するように努める。

カ スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上や環境に配慮した安全速度の励行運動などを推進するとともに、主要幹線道路等における車間距離保持についての啓発活動を推進する。

キ デイ・ライト運動の一層の浸透・定着

昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図るものとする。

ク 悪質な飲酒運転による死亡事故多発を契機に平成27年12月「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定され、今後とも飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、中札内村地域安全推進協議会、安全運転管理者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職場、飲食店、家庭等における飲酒運転根絶の取り組みを進める。

(3) 交通安全に関する団体等の主体的活動の推進

村民の交通安全に関する意識を高めるためには、住民団体や事業所などの自主的な活動によるところが大きいことから、活動に対する援助、各指導者（リーダー）の養成、各機関との連絡協力体制の強化等を通じてその自主的な活動を促進する。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 高齢運転者対策の充実

中札内村地域安全推進協議会の取り組みである「65歳以上の方の安全運転診断」を継続し、安全運転の教育啓発を図る。

イ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、非着用死者の実態、着用率、着用効果について周知を図る。

(2) 道路交通に関連する情報の充実

道路利用者に対し、必要な道路情報を提供し道路交通の安全と円滑を図る。特に道路工事、災害による決壊等の通行不能による迂回路についての周知を図り、交通の安全を確保する。

4 自転車の安全性の確保

自転車利用者に対し、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動や安全教室を通じて安全性の確保を教育するとともに、自転車の整備点検を行い適切な指導をする。また、高齢者の自転車利用は危険度が高いことから、老人クラブ等での指導講習をはじめ、街頭による交通安全指導を実施する。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導の強化

一般道路においては、重大事故防止に重点において、帯広警察署と連携して、交通の指導体制を充実し、歩行者及び自転車利用者に対する保護誘導と自転車の安全な利用、正しい整備に対する指導を推進する。

また、歩行者等の安全な通行を疎外する違反行為者及び道路における交通秩序維持のため、街頭啓発活動を実施するとともに、無免許運転、飲酒運転など、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質な違反車について取締まり等の指導強化を要請する。

(2) 暴走族対策の強化

あらゆる広報媒体を通じ、暴走族根絶気運の高揚及び、家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導を促進し、交通秩序を確保する。

6 救助・救急活動の充実

事故による被害者を迅速に救急救助するため、関係機関との連絡を密にし、救急救助の円滑な運営に努めるとともに、救急自動車の適時更新を図り、救急隊員と併せて常に業務体制の万全を期する。

また、心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進し、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた応急手当について、消防機関と連携し講習会等を実施していく。

7 被害者救済対策の充実

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要である旨、広報活動等を通じて広く住民に周知する。また、広報「なかさつない」の積極的な活用により、道の交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

8 冬季交通の安全確保

冬季特有の交通事故が多発することを防止するため、歩行者を含めた安全かつ円滑な冬季交通の確保に努める。

(1) 除排雪の促進

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保、除雪体制の整備充実を図り、交差点や坂道・スリップ事故多発箇所を中心に凍結防止剤や砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実に努める。特に市街地においては歩道を含めた運搬排雪、交差点周辺の除雪処理を強化し、冬期間の除排雪能力を高め、交通渋滞の解消と、交通の利便と安全の確保に努める。

(2) 冬季安全運転の確保

冬期間における路面条件は著しく悪化するため、これに起因する交通事故は後をたたない状況にある。

従って、冬期間の安全運転を確保するため、冬季自動車体験運転等運転技術の向上をめざし、交通安全研修会等の機会をとらえて再教育を進めるほか、広報「なかさつない」、チラシ等を通じて広くドライバーの意識の高揚に努める。

交通事故発生状況

過去 2 4 年間の交通事故発生状況

年度	発生件数 (人身)	死者数	負傷者数	計	免許人口	車両台数 (車両総数)
	件	人	人	人	人	台
平成 4 年	10	2	21	23	2, 195	3, 755
5 年	12	0	25	25	2, 215	3, 826
6 年	14	0	26	26	2, 232	3, 894
7 年	16	1	21	22	2, 245	4, 035
8 年	12	0	19	19	2, 251	4, 164
9 年	14	0	26	26	2, 281	3, 565
1 0 年	4	2	4	6	2, 327	3, 585
1 1 年	15	2	20	22	2, 381	3, 648
1 2 年	20	1	31	32	2, 411	3, 693
1 3 年	11	2	16	17	2, 423	3, 793
1 4 年	10	3	15	18	2, 445	3, 896
1 5 年	10	1	17	18	2, 485	3, 938
1 6 年	11	0	14	14	2, 559	4, 065
1 7 年	8	0	10	10	2, 591	4, 104
1 8 年	7	0	9	9	2, 594	4, 188
1 9 年	9	1	15	16	2, 586	4, 188
2 0 年	13	0	15	15	2, 580	4, 166
2 1 年	16	1	28	29	2, 598	4, 245
2 2 年	2	0	3	3	2, 621	4, 267
2 3 年	10	1	10	11	2, 655	4, 247
2 4 年	2	0	3	3	2, 682	4, 254
2 5 年	2	0	2	2	2, 709	4, 325
2 6 年	3	0	3	3	2, 717	4, 330